

第 3 章

分野別人権施策の推進

第3章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

男女平等や女性の地位向上のために、男女共同参画社会基本法などの法律が整備されています。男女共同参画社会は、性別にかかわらず、職場、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる社会であり、男女共同参画社会の実現には、「男は男らしく」、「女は女らしく」という男女差別的な「固定的な役割分担意識」にとらわれず、男女がさまざまな活動ができる社会をつくることです。しかしながら、さまざまな分野において女性が十分に活躍できる環境が整っているといえない状況にあります。また、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において、様々な男女差別を生む原因の一つとなっています。

市民意識調査での女性の人権で尊重されていないことでは、「男性との給料の格差」32.7%、「女性の仕事や役割を固定化させること」28.7%、「職場などにおけるセクシャル・ハラスメント」24.4%で続いており、「職場などにおけるセクシャル・ハラスメント」は前回調査と比べ6.3%増加しています。

近年、企業の社会的責任という考え方が注目され、その中で採用や人事評価の公正性、ハラスメント防止の徹底等の取組についても関心が高まっていることから、社会の動きに合わせて啓発の取組をさらに進めていく必要があります。

女性の人権を守るために必要と思われることでは、「男女両方を対象に仕事と家庭の両立を支援する体制をつくる」48.5%、「学校で男女平等について教える」が39.2%で続き、「学校で男女平等について教える」が前回調査と比べ8.0%増加していることから、市民意識調査の結果報告書では「学校での授業のほか、学校生活においても男

女の役割分担を同じにするなど適切な教育が求められている」と指摘しています。

男女別では、「家庭での負担（家事など）を夫にもっと担ってもらう」の設問に対して、女性が39.6%で男性より14.6%高くなっていることから、依然男女間の役割の固定的意識が残り、さまざまな場面での男女間の差別の原因となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、家庭だけではなく、学校や行政、地域社会等あらゆる分野で、男女平等についての意識醸成が必要です。そのため、家庭では、家族全員の意識改革を図り、学校では、発達段階に応じた人権尊重に基づいた男女平等の教育を、地域においては、幅広い年齢が男女共同参画の観点から、男女ともに地域活動に参加するなどして、男女共同参画への理解を深める必要があります。また、社会においては、政策や方針などを決定する場における女性の登用を進めるとともに、女性の人材育成を支援、働く場において女性が活躍できるよう取組を進める必要があります。

本市では、2012年（平成24年）に、「第1次村上市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいて男女共同参画に関する取組を推進してきました。2018年（平成30年）に第2次改訂を実施、これまでの取組を継承しつつ、更に進展させていくことが大切です。

【施策の推進】

- ① 家庭や職場において、女性に対する偏見等による固定的な役割分担意識を払拭することを旨として啓発活動を行います。
- ② 男女の性にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するため、講演会や学習会を開催します。
- ③ 夫又はパートナーからの暴言や暴力、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努め、被害者に対しては関係機関と連携して適切な支援に努めます。
- ④ 女性からの相談に対し、助言や情報提供などを行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。
- ⑤ 男女共同参画の推進により、より女性が生きやすい形にするのと同様に、男性もより生きやすい形にすることで、男女ともに生きやすい形を目指します。

2 子どもの人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

子どもたちや家庭を取り巻く環境は、急速な少子化や核家族化の進行、インターネットの普及などにより、複雑・多様化する中で、いじめ、体罰、虐待、ネグレクト（養育を放棄すること）などの人権侵害が深刻な社会問題になっています。

「いじめ」は、いじめられる子どもにとっては深刻な問題であり、不登校になり、それが原因で自殺や殺傷事件などに至る場面もあります。

市民意識調査の結果においても、子どもの人権で尊重されていないと思うことは、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」47.7%、「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」35.6%、「親・同居者が身体的、心理的に虐待する」33.0%で続き、「親・同居者のしつけでの体罰」は前回調査に比べ6.3%増加しました。いじめと児童虐待に関するものが前回調査と同様に関心が高く、学校や家庭において相手に対する「思いやり」や「やさしさ」などの人権教育・人権意識の向上とともに、見て見ぬふりで終わらせない、いじめに気付いたら先生や親に知らせるなどの行動を起こしていくような啓発も必要と考えます。

子どもの人権を守るために必要なことでは「家庭内の人間関係の安定」が57.4%と突出して高く、年齢別では、子どもを持つ親の世代、40代から60代で「指導者や教師の人間性及び資質の向上」が40.5%と、教員に対する期待の高さがうかがわれます。

いじめや児童虐待の背景には、家庭環境も関わっていると言われています。報告書では、「子どもや家庭内の問題は複雑、多様化しているので、いじめなどの早期発見・早期対応、また、子どもや家庭に対するきめ細かな支援や相談体制の充実などが期待されている」と述べられています。いじめの解決には教員の資質向上と学校、家庭、関係機関の連携強化等が求められています。

文部科学省のいじめ問題に関する基本的認識のなかでは、「どのような社会にあって

も、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある」とされていることから、報告書では「いじめは人間として絶対に許されないとの認識のもと、子どもたちが周囲の友人や教職員と信頼できる関係のなか、安心して過ごせる環境づくりを進める必要がある」とも指摘しています。近年では子どもたちが、SNSや無料通信アプリを利用する機会が増加、生活スタイルや人間関係づくりに多大な影響を与えていますが、これらを使用し特定の子どもに対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という、新しい形のいじめ問題が深刻化していることも課題となっています。

【施策の推進】

- ① 児童虐待については、発生予防、早期発見・早期対応、再発防止に向けての取組が重要です。家庭児童相談室や村上市要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図りながら、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討を行っていきます。児童虐待防止や体罰等によらない子育てへの啓発活動の推進を行うとともに、関係機関との連携強化により適切な対応を図ります。
- ② 親に対する学習の機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努めます。
- ③ 子どもたちが豊かな人間性を身に付け健やかに育つために、子育て支援センターをはじめとする各種事業の充実、子育てに関する情報発信の推進を図っていきます。
また、新たに令和3年度より設置した子育て世代包括支援センターにより、子育てに関して妊産婦からの切れ目のない相談体制の充実を図り、家庭保育における不安の解消に努めます。
- ④ いじめや不登校などの相談体制の充実を図り、早期対応による問題の早期解決に向けた取組を推進するとともに、児童生徒に対しては、いじめは許されないという指導を徹底します。
- ⑤ インターネット上のトラブル、犯罪に巻き込まれないよう情報教育の充実を図るとともに、複雑化、広域化する生徒指導上の諸問題や問題を抱える児童生徒に適切に対応、支援していくことができるように、専門的知識を有する指導員の積極的な活用と教育支援センターの機能充実を図ります。

3 高齢者の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の高齢化が急速に進行しています。このため、一人暮らしや高齢者のみの世帯が多くなり、日常の生活や健康の保持、介護、地域での交流や生きがいなど、高齢者は多くの不安を抱えています。

市民意識調査における「高齢者の人権で尊重されていないと思うこと」という設問に対する回答では、「悪質商法による高齢者の被害」が33.6%で前回調査と比べ9.1%増加、年齢別では20代と30代で高くなりました。報告書では「高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増え、その高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などが多発しているため、被害の心配をした高齢者本人及びその家族が前回調査より増加したのが理由ではないか」と推測しています。

次いで、高齢者になったときの体力の低下、病気、ケガにより動けない生活になったときの不安から「高齢者が暮らしやすい街づくり・住宅づくりが進んでいない」という考えを抱く方も多くありました。報告書では「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指した取組を進める必要がある」と指摘しています。

高齢化が進む社会の中で、高齢者が社会の一員として、生きがいを持ち、健康でいきいきと暮らせる地域社会の実現を目指した取組を進める必要があります。また、判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題や虐待などによる人権侵害、寝たきりや認知上の問題などの課題解決に努めなければなりません。

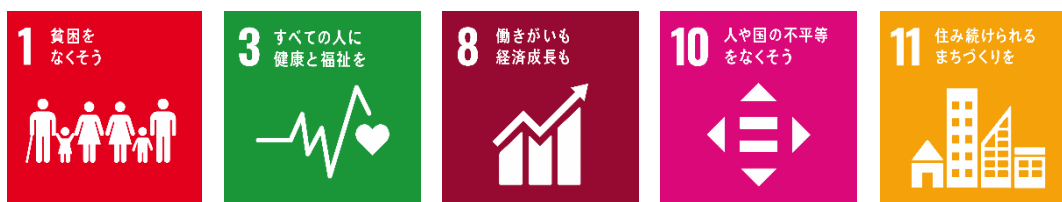
それらはすべての市民がいずれ経験するかもしれない課題であり、高齢者の人権を守るための相談体制を充実させて、市民の見識を深めていく必要があります。

【施策の推進】

- ① 高齢者の人権について、理解と認識を深める啓発活動とともに、高齢者に対する差別や虐待の早期発見と予防体制の充実のため、民生委員・児童委員、介護事業者や市民との連携をはかり高齢者の生命と安全を守ることに努めます。
- ② 関係機関と連携し、悪質商法や詐欺被害などの問題への対処、判断能力が不十分なため財産管理などの日常生活に支障のある高齢者に対する権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用と支援により、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
- ③ 高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に進んで参加できるように、高齢者のニーズに応じた健康増進・介護予防事業の充実を目指します。
- ④ 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かしながら、自己実現や社会貢献ができるよう学習活動や社会参加の機会を充実していきます。
- ⑤ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支え合いや身近な地域で提供する福祉サービスの充実を目指します。
- ⑥ 高齢者が適切な介護サービスや介護予防サービスが受けられるよう、支援に努めます。

4 障がいのある人の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

障がいのある人もない人も、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や県、市町村が障がいのある人に対する各種施策を実現していくだけでなく、社会のすべての人が障がいのある人に対して十分に理解し、配慮してい

く必要があります。

市民意識調査においては、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて、「働ける場所や機会が少なく、また不利なことが多い」が52.0%、「障がいのある人に対する人々の理解が不十分」が43.0%でした。

障がいのある人の人権を守るために必要なことでは、「就職機会の確保」、「福祉施設の充実」、「障がいのある人への配慮した防犯、防災対策の充実」の順となりました。報告書では「障がいのある人の社会参加への意識の高揚を図るため、働ける環境づくりや生活支援の取組、また、ノーマライゼーション（障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す）の理念を定着させて、家庭や学校、地域全体で障がいのある人に対する関心や理解を深めていくことが必要である」ことが述べられています。

また、近年、自然災害が頻発しており、災害発生時の避難方法や避難所での生活の対応など、防災対策を講じる上での障がいのある人への配慮が求められています。

知的障がいや精神障がいなどによって、一人で物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなったりする人に対する支援策には成年後見制度がありますが、そうした制度活用が広がり、偏見や差別を受けたり、活動が制限されたりして、社会への参加がしにくくならないようにしていく必要があります。

【施策の推進】

- ① 医療・保健・福祉・労働機関等との連携を行い、各障がいの特性に応じた総合的な障がい者福祉サービスを提供します。
- ② 障がいのある人の社会参加を促進することで、自立し地域の中で生きがいをもって暮らせるよう、相談支援体制の充実とともに情報提供・不安解消に努めます。
- ③ 障害者差別解消法により、障がいを理由にした差別的扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をしなければならないことなどの周知に努めます。
- ④ 村上・岩船地域自立支援協議会において、障がいのある人の雇用につながるよう取り組むとともに、公共職業安定所と協力し雇用促進に努めます。
- ⑤ 障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止とノーマライゼーションの理念の定着に努めます。
- ⑥ 関係機関と連携し、知的障がいや精神障がいなどによって、一人で物事を決める

ことが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなったりする人の財産管理などを保護・支援する成年後見制度について、周知や支援に努めます。

5 同和問題（部落差別問題）について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

部落差別問題の解消は、人間が人間として尊重され、平等で幸せに暮らすことのできる社会の実現であり、私たち一人一人が取り組まなければならない課題です。しかしながら、結婚、就職などの問題を中心とする部落差別問題は依然として存在しています。部落差別問題は、単に知識として知っているだけでは何も解決しません。また、頭の中では分かっているが、いざ身近なことになると心の底に眠っている差別意識が頭をもたげてきます。特に身内のこととなるとその行為は、顕著に表れてきます。

被差別部落の生活環境の改善については、狭隘な道路等の課題解決に向け、地域住民との話し合いを通じて実態を把握し、今後は一般対策で取り組む必要があります。

雇用の促進と就労の安定は、生活の安定や心豊かな生活を営むうえで重要な課題です。関係機関等と連携した取組とともに、雇用主が部落差別問題をはじめとする人権問題について、正しい理解と認識のもと公正な採用選考や快適に働ける職場づくりに努めることなどが必要であり、そのための啓発にも努めなければなりません。

また、被差別部落の子どもたちの学力・進路保障については、その充実に向け、家庭と学校、行政が連携を深める必要があります。

新潟県教育委員会では、学校教育や社会教育で求められる人権教育の在り方を示すため、「新潟県人権教育基本方針」を令和3年3月に改定し、学校教育では「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを行うこと等が示されました。

第2章の学校教育における人権教育の推進でも述べていますが、村上市においても、家庭訪問や教育相談等を通して、被差別の当事者や悩みを背負わされた子どもたち、保護者に寄り添った対応に努め、「かかわる同和教育」を推進します。併せて、差別をしない、させない、許さない、見過ごさない人間づくりを進めます。

同和問題（部落差別問題）の認識度について、市民意識調査の結果では「知っている」が50.9%、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」が33.3%で、何らかの形で知っている人は84.2%となりました。年代別では「知っている」が50代以上で5割を超えましたが、一方で「知らない」と回答した人は14.6%で、40代以下では2割を超えています。

同和地区（被差別部落）の成り立ちについては、部落差別問題を「知ったきっかけの約半数」が家族や親戚、近所、友人、職場から聞いたなど、周囲の人からさまざまな成り立ちを聞いたことにより、何が本当の成り立ちなのかが分からなくなっている傾向が、市民意識調査から明らかになっています。そのため、被差別部落に対する正しい知識と理解の啓発・教育に取り組む必要があります。

近年は、特にインターネットにおける被差別部落のアウティングも大きな問題になっています。部落差別を助長させる書籍の出版や、インターネットを使用した差別（書き込み、動画投稿）が見受けられるため、村上市では定期的なモニタリングを行い、インターネット上での差別を発見した場合には、差別（書き込み、動画投稿）を記録した書類を作成して、新潟地方法務局に削除要請をしています。

村上市における同和問題（部落差別問題）の認知度では、「ある」の合計が59.4%でした。年齢別では30代以下では大きな差が見られないが、40代以上では「ある」の合計が高い傾向でした。

同和問題（部落差別問題）の解決には教育や啓発が大切であると回答する人は、年代が上がるに従い、低くなる傾向があります。これは「寝た子を起こすな論（そっと放置しておけば、自然に解消する。知らない人にわざわざ知らせ差別意識を目覚めさせしめようという考え）」が残っているためと考えられています。

市民意識調査の結果報告書では「同和問題（部落差別問題）は、誤った知識を持っている人から誤った情報が広がってしまうと、差別を助長させることにもなりかねないため、人権教育・啓発活動及び学校での同和教育を引き続き推進していかなければならない」と指摘しています。

<用語の説明>

- 学校園とは、幼稚園・小学校・中学校をいいます。
- アウティングとは、暴露、さらし行為のことをいいます。本人の了承を得ずに、本人が公に「内緒にしていたいこと」を第三者がばらしてしまうことでもあります。

【施策の推進】

- ① 偏見や差別意識の解消に向けて、関係機関や各種団体等と連携し、部落差別問題に対する正しい認識と理解を深める取組を推進します。
- ② 部落差別問題の理解を深めるため、人権講演会や公民館などの講座で人権教育、同和教育を推進します。
また、講演会や講座等の開催については、広報誌やホームページ等での周知に努めます。
- ③ 相談窓口について広報等により周知するとともに、人権侵害行為が発生した場合には、関係機関・団体と連携し速やかな解決に努めます。
- ④ 部落差別問題の中でも深刻な問題の一つである結婚における差別問題で、特に身内の結婚になると差別意識が表れることについて、その解消に向けた啓発に努めます。
- ⑤ えせ同和行為は部落差別問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、部落差別問題の解決を妨げる要因であることから、排除に向けた啓発等を推進します。
- ⑥ 生活環境について、地域住民との話し合いを通じて、国・県と連携しながら改善に努めます。
- ⑦ 生活の安定と向上を目指し、関係機関や人権団体と連携して雇用促進に努めます。
- ⑧ 被差別や経済的困難等で学力の定着に関して支援が必要な子どもへは、学力・進路保障の場の提供に努めます。
- ⑨ 市職員を対象とした部落差別問題の研修会の開催や講座・研究集会等への参加に努めます。

6 外国籍住民の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

村上市には、2021年（令和3年）10月1日現在24か国、301人の外国籍の人が居住しています。外国籍住民も地域の一員として生活しているにもかかわらず、外国籍住民であるという理由で差別や不利益を受けることのないようにしなければなりません。

言葉や生活習慣、文化や宗教などの違いから誤解や偏見が生まれ、さまざまな人権問題となって現れる可能性があります。これらは、相互理解が不十分であることに起因した問題でもあり、相互に理解を深め、人権を尊重し、共生していく社会を築いていくことが重要となっています。

外国籍住民の人権について、市民意識調査では、「わからない」34.2%、「外国籍住民の人権は日本人よりも尊重されていない」20.9%で続いていて、関心の低さが示されています。

外国籍住民の人権を守るために必要なことでは、特に若年層にあっては、子どもの頃から外国籍の人と触れ合う機会が多くあり、多文化共生社会（国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会）の考え方について浸透しているためか関心が高く、30代以下で外国籍住民の事情を理解することが大切と回答した人は半数を超えています。

また、2016年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この法律は日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長し、地域社会から孤立・排除することを煽るような「言動」を解消することを目的としています。

多様性（ダイバーシティ）の尊重、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の意識を醸成することで、より一層、外国人の人権を尊重して、共生していくことを推進する必要があります。

<用語の説明>

- 多様性（ダイバーシティ）とは、市場の要求の多様化に応じ、企業側も人種、性別、年齢、信仰などにこだわらずに多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方です。
- 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人を、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方です。

【施策の推進】

- ① 外国籍住民の人権について、正しい理解と認識を広げるため、啓発に努めます。
- ② 異なる国籍や文化を持つ住民が、お互いを認め合い、差別や偏見を持たずに安心して暮らせるまちづくりを推進するために、異文化に親しむ機会や外国語の学習機会を提供します。
- ③ 外国籍住民に対しても、丁寧な窓口対応や情報の提供に努めます。

7 インターネットによる人権侵害について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

インターネットの急速な普及に伴い、その利用者は年々増加しています。インターネットが情報収集の手段からコミュニケーションの手段へと進展し、誰もが容易に不特定多数の人に対して、情報を発信できるなどの利便性が増す一方で、インターネット上での人権に関する問題も増えています。インターネット上では、匿名による書き込みが可能なことを悪用し、差別的な書き込みや誹謗中傷、プライバシーの侵害や無責任な噂、有害情報を不特定多数の人に発信するなど、さまざまな人権侵害の発生が

社会問題となっています。

また、小・中学生などの利用も年々増加している中で、学校裏サイトなどにおける誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。

これらのインターネット上の有害な情報から子どもたちを守る対策としては、「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限サービス）の活用などもあります。

市民意識調査において、インターネットによる人権侵害では、「ある」が53.1%で前回調査と比べ20.9%増加していて、その内容としては、「悪口や一方的に攻撃するような内容の掲載」をされたことが多くを占めています。男女別では、男性は「差別的な発言をネットワーク上で発信する」、女性は「個人情報や写真、音声などを当人に無断で公開」が高くなっています。

インターネットの普及によりコミュニケーションの場は広がりましたが、誹謗中傷などの書き込み、ネット上のいじめ、プライバシー情報の無断掲示、同和問題（部落差別問題）を助長する書き込みなど匿名性を悪用した被害は増加・深刻化しているため、「罰則の強化」で人権侵害の抑止につなげたいという考えが広がっていることが調査からうかがわれます。

また、「ネット詐欺」などの犯罪行為も収まる様子はありません。スマートフォンやタブレットでインターネットに接続する方は増加していて、特に子どもや高齢者は有害サイトに接続するなどして、事件や犯罪に巻き込まれる可能性も高くなっています。子どもや高齢者の人権を守る観点からも、有害サイトの危険性を知らせて、有害サイトに接続しない、容易に意思表示をして契約を行わないなどの注意喚起を行うことで、「ネット詐欺」などの犯罪に巻き込まれないように啓発する必要があります。

【施策の推進】

- ① 利用上のルールやモラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努めます。
- ② インターネット上で差別の助長や名誉毀損など、人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

8 LGBT（性的少数者）の人権について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

LGBT（性的少数者）の人権で尊重されていないと思うことでは、「LGBT（性的少数者）に対する人々の理解が不十分」が47.6%で圧倒的に高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりする」27.5%、「ひどいことを言ったり、無視、虐待をしたりする」22.0%で続きました。若年層は学校の授業で取り上げられるようになっていくことから、ある程度の知識を持っているかもしれませんが、学習の機会がなかった中高年層以上では知識や理解が低い可能性があります。特にトランスジェンダーは性自認と身体的な性が一致していない人の全般を指し、複雑で理解が難しいという方もいることが考えられるため、報告書においては「周知を目的とした教育や啓発を考えていかなければならない」と指摘しています。

LGBT（性的少数者）の人権を守るために必要と思われることでは、「学校等、子どものころからの教育や啓発」が47.6%で最も多くなっています。年代別でもすべての年代で「学校等、子どものころからの教育や啓発」という考え方が多いことから、早い時期からの教育によって理解を深める取組をしていくことが必要と考えられます。

LGBT（性的少数者）について学校教育で取り上げる場合には、正確な知識を伝えるとともに、差別的な発言をするのは人権侵害にあたること、LGBTであることはおかしいことではないと理解してもらうことが大切です。

また、次いで「法制度の整備」も32.4%と高い割合であり、法制度の整備がされ、行政による支援が求められているのではないかと考えられます。

多様な性的指向・性自認がある中で、いわゆる少数派の方々（性的マイノリティ）は、生きることへの辛さや居場所のなさを感じ、日々の生活を送っています。その中で、主に親しい方、信頼できる方などに、自身の性的指向や性自認をカミングアウトすることで、「自分を偽ることなく生きることができる」と考える方もいますが、実際

には差別や偏見を恐れて、カミングアウトに踏み切ることが難しい状況にあります。

また、アウトティングも大きな人権侵害です。思い悩んでカミングアウトした性的少数者は、自分自身のセクシュアリティを知られたくないものであり、アウトティングされることは非常に大きな人権侵害になります。

絶対にあってはならない事件として、アウトティングされた学生が自らの命を絶ってしまうという事件がありました。アウトティングは人格権ないしプライバシー権を著しく侵害するものであって、自死（自殺）といった最悪の結果を招きかねない絶対に許されないものであるという見識を醸成する必要があります。

一方、令和2年6月1日に施行された法律として、（ただし、中小事業主の施行期日は令和4年4月1日）「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」では、性的指向・性自認による差別やアウトティングは、パワーハラスメントの一つと位置付けられて、防止策を講じることが事業所に義務付けられました。近年は多様な性に配慮した社会制度の改革が進んでおり、本市においても、多様な性に対する認識を深めて、それぞれの性的指向・性自認があるという見識を醸成する必要もあります。

<用語の説明>

- アウトティングについては、P42上から3行目を参照してください。
- LGBTとは、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた言葉です。

また、LGBTにQを加えて、LGBTQと標記する場合があります。

- ・ Lesbian（レズビアン）は同性を恋愛の対象とする女性
- ・ Gay（ゲイ）は同性を恋愛の対象とする男性
- ・ Bisexual（バイセクシュアル）は同性も異性も恋愛対象となりうる人
- ・ Transgender（トランスジェンダー）は体の性と心の性が異なる人
- ・ Questioning（クエスチョニング）または Queer（クイア）は性的指向や性自認が定まっていない人を意味します。
- 性的指向（Sexual Orientation）とは、自分がどのように「好きになる性」を認識しているのかというもの。認識の問題であって、属性の問題ではない。
心の性。自身が認識している自分の性別のこと。
好きにならない事も含めて、性的指向という事がある。
- 性自認（Gender Identity）とは、好きになる性、好きにならない性も含めて、どう

いう相手に恋愛感情を抱くのか。相手の性別と自分の性別の関係。

- 性的指向・性自認は「SOGI」と呼ばれています。
- SOGIは英訳のアルファベット (Sexual Orientation & Gender Identity) の頭文字をとって表します。

【施策の推進】

- ① 学校においては児童生徒の悩みに寄り添う相談体制を充実させていくとともに、学校、家庭、職場など地域社会全体で、多様な性を知り、身の回りの習慣や常識になっている考え方を今一度見直し、性的少数者が「自分の居場所がある」と実感できるよう、性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深める教育・啓発活動の推進に努めます。
- ② たとえ一人でも、きちんと気持ちを受け止めてくれる人、安心感を与えてくれる人がいることで、前向きな気持ちが生まれてくることを理解して、多くの人がお互いを理解し合い、前向きになれるような教育・啓発活動の推進に努めます。
- ③ アウティングは絶対にあってはならないことという意識を持ち、性的少数者に属する人々が、安心して自立した社会生活が送れるよう、専門的な知見を有する識者や団体等とも連携して、相談体制など、行政サービスを充実させていくとともに、就労の機会を確保することや企業啓発の推進に努めます。

9 身元調査について

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

身元調査とは、結婚や就職などの際に、本籍、出生、家族構成や家族の仕事、国籍、思想、信条などの情報を自らまたは調査会社などに依頼して、本人の知らないところ

で戸籍や住民票を取得したり、知人や近隣の人に聞いたりするなどして調べることで

身元調査では、「どちらかといえば、必要だ」が37.4%で最も高く、「当然必要だ」7.0%を含めると、44.4%の人が身元調査を容認する結果となっています。

しかし、本人の経歴や思想・信条、家柄、資産などを調べる身元調査は、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながるため、「身元調査は差別行為・人権侵害である」という認識を周知・啓発していくことが必要です。

新潟県内においては、戸籍謄本や住民票が不正に取得されていることが判明しています。不正取得の背景には、調査会社や探偵社などへの依頼業務において、身元調査の依頼があったことがあり、依頼する側にも依頼される側にも不正取得の原因があり、さらに不正取得が差別につながることで、明確に認識する必要があります。

「住民票の写し等に係る本人通知制度」を知っているかでは、「知らない」が76.2%で最も高く、年齢別でも70代以外の各年代で8割台となりました。

この制度は、住民票の写しなどの不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としており、本市では平成28年8月1日より実施していますが、制度については十分に浸透しているとはいえない状況です。多くの人が登録することにより、不正取得する側が警戒し不正取得を抑止する効果が期待できると考えるため、多くの人に周知し本人通知制度の登録者を増加させる取組を推進する必要があります。

【施策の推進】

- ① 本人通知制度の登録者を増加させる取組を推進していきます。
- ② 差別の意識がなくとも調査する側の巧みな言葉によって、第三者のことを話してしまい、結果的に身元調査に協力してしまう場合があります。調査の目的等をよく把握し、人権を侵害し、差別行為につながる調査には協力することがないように、啓発に努めます。

10 差別を解消するための法律について

差別を解消するための法律（人権三法）では、「知らない」の割合が「障害者差別解消法」62.6%、「ヘイトスピーチ解消法」64.6%、「部落差別解消推進法」61.6%とすべて高い割合を占めました。差別を解消するための3つの法律は2016年

(平成28年)に施行されましたが、認知度は低い結果となっているため、この3つの法律の周知を目的とした教育や啓発を課題として考えていかなければなりません。

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」

【現状と課題】

いわゆる「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、2016年(平成28年)4月1日に施行されました。この法律は障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律は、身体障がい、精神障がい、又は知的障がい、さらには、車いすや補装具の使用、介助者や盲導犬の存在など障がいに関連することを理由に区別や排除、制限するなどの「不当な差別的取扱い」を禁止します。

また、障がいのある人とない人に平等な機会を確保したり、建物の入口の段差を解消するためのスロープを設置したり、ルビをふったり、わかりやすい言葉で書いた資料を提供することなどの合理的配慮を求めています。

【施策の推進】

障がいに関連することを理由に区別や排除、制限することなどを禁止して、ノーマライゼーションのスタンダード化を推進します。

(2) 「本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」

【現状と課題】

「ヘイトスピーチ解消法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)は、「特定の人種や民族への差別」をあおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消を目的とした法律で、2016年(平成28年)6月3日に施行されました。

近年では、特定の人種や民族、宗教など少数者に対し、侮蔑的な表現を連呼する街宣活動が繰り返され、こうした言動が人としての尊厳を傷つけているだけでなく、人々に不安感や嫌悪感、日常生活における恐怖感を与えています。

この法律は、上記の内容を含む不当な差別的言動の解消に向け、国や地域社会が、教育や啓発広報、相談窓口の設置などの施策を講ずるよう定めています。

【施策の推進】

不当な差別的言動の解消に向け、教育や啓発広報、相談窓口の設置などの施策を講ずるよう努めます。

(3) 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」

【現状と課題】

いわゆる「部落差別解消推進法」(部落差別の解消の推進に関する法律)は、部落差別のない社会を実現することを目的に、2016年(平成28年)12月16日に施行されました。

インターネット上に差別的な書き込み、差別を助長する動画の投稿がされるなど、部落差別が悪質化し拡散されていることなどを背景に、「現在もなお部落差別は存在する」と、部落差別の存在を法律で初めて明らかにしました。

この法律により、国及び地方公共団体には、部落差別の解消に関する施策を講じたり、相談体制の充実を図ったり、必要な教育及び啓発を行ったりする責務が生じています。

【施策の推進】

部落差別の解消に関する施策を講じたり、相談体制の充実を図ったり、必要な教育及び啓発を進めます。

1.1 さまざまな人権問題について

(1) ハンセン病問題

【現状と課題】

ハンセン病は、1873年(明治6年)、ノルウェーのハンセン医師が病の原因となる細菌を発見したことから名付けられた感染症の一種です。

国立感染症研究所によると、ハンセン病は、「らい菌」によって体の抹消神経が侵

される感染症ですが、その感染力は極めて弱いため感染はしにくく、感染したとしても発症はまれということです。成人の場合は、日常生活の中で感染することはほとんどなく、また遺伝する病気でもありません。現在では、仮に発症しても治療法が確立されており、早期発見と早期治療により障がいを残すことなく完治する病気となっています。

しかし、ハンセン病に対する誤った認識から、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまで、長年にわたり患者を国立療養所に隔離する政策が取られるなどしたため、ハンセン病はとても怖い病気であるという誤ったイメージを人々に植え付けてしまいました。そのことが、偏見や差別意識を生む原因になり、結婚や就職を拒まれるなど、患者や元患者、その家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。

また、新潟県のハンセン病患者の発生状況が記録された1938年（昭和12年度）の資料が発見され、村上市にも患者の存在が記録されています。

このような状況の中、国は2001年（平成13年）6月にハンセン病患者・元患者の名誉回復及び福祉増進を図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を施行しました。しかし、ハンセン病療養所の入所者であることを理由にホテルの宿泊を断られるという事件が起こるなど、現在でもハンセン病患者や元患者、その家族などに対する偏見や差別は根強く残っています。ハンセン病問題を解決するためには、わたしたち一人一人がハンセン病について正しく理解することが大切です。

【施策の推進】

- ① ハンセン病に対する理解の不足に基づく偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発による正しい知識の普及に努めます。
- ② ハンセン病元患者への自立支援について、関係機関と連携をしながら、適切な対応に努めます。

(2) 新潟水俣病問題

【現状と課題】

最初に水俣病の発生が確認されたのは1956年（昭和31年）で、熊本県の水俣湾周辺で発生したことから「水俣病」と呼ばれるようになりました。水俣病は、メチル水銀に汚染された魚介類を、反復、継続して食べることによって起きる中毒性の神経系

疾患です。発生源は化学工場で、工場排水に含まれ排出されたメチル水銀が魚などに蓄積し、これを食べた住民が被害を受けました。その9年後の1965年（昭和40年）に全く同じ原因で同じ病気の発生が阿賀野川流域で確認され、新潟で起こったことから「新潟水俣病」となりました。

水俣病の主な症状としては、手足の感覚障害をはじめ、視野狭窄、運動失調、聴覚障害などが上げられます。発生当初は、原因がメチル水銀とわからなかったため「伝染病」や「タタリ」などと誤解され、被害者や家族は、周囲の心ない言葉や行動で精神的にも深く傷つけられました。このように、新潟水俣病は地域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対する病気を理由とした差別や偏見を生み、地域社会にも深刻な被害をもたらしました。被害者がこのような差別や偏見にさらされたのは、水俣病に対する啓発が不十分であったからとの指摘もあります。

また、被害者の中には、差別や偏見を恐れ、病気を隠し続けたまま亡くなった人もいと言われており、正確な被害の実態は分かっていません。

県では、2009年（平成21年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。この条例により、新潟水俣病の被害者を社会全体で支え、県民一人一人が新潟水俣病への理解を深めるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す取組が始まりました。

また、国では、2010年（平成22年）に施行した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に向けて行うべき取組などが定められました。

水俣病を完全に治す治療法はないことから、今なお、被害者の苦しみは続いています。水俣病患者等に対する偏見や中傷を解消し地域の再生融和を図るため、水俣病問題に対する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要です。

【施策の推進】

- ① 新潟水俣病に対する偏見や中傷がある一方で、無関心による問題の風化が懸念されていることから、正しい理解を深め、その経験と教訓を将来に伝える教育の推進や啓発の充実を図ります。
- ② 新潟水俣病患者に対する支援等について、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 北朝鮮による拉致問題

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になるという事件が発生しました。この事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったことから、政府は、1991年（平成3年）以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は否定し続けていましたが、2002年（平成14年）9月に行われた日朝首脳会談において公式に拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、政府は、2014年（平成26年）7月現在、17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しており、他の被害者については未だに解決していません。このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があります。

国連においては、2003年（平成15年）以来毎年、わが国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対して、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

また、2005年（平成17年）の国連総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携した実態の解明などを目的として、2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしています。また、拉致問題等についての関心と認識を深めるため毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、同週間の趣旨にふさわしい事業の実施に努めるものとしています。

北朝鮮当局による拉致は、わが国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題の早期解決と帰還後の生活の安定等も含め、市民の関心と認識を深めていく取組が必要です。一方、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせ、脅迫、暴行などの事件も発生しており、このような嫌がらせ等に対する防止の啓発も必要です。

【施策の推進】

拉致問題の早期解決に向け市民の関心と認識を深めるため、関係機関等と連携した

啓発を行います。

(4) その他の人権問題

【現状と課題】

○ HIV感染者の人権

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズ（AIDS）と呼んでいます。エイズは、1981年（昭和56年）に世界で最初の症例が報告され、わが国においても1985年（昭和60年）に最初の患者が発見されました。

エイズ患者を含むHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から偏見や差別意識が生まれています。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否など、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れています。しかし、エイズの原因であるHIVは、感染力がそれほど強くなく、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないことから、正しい知識や理解を深める取組が必要です。

○ 東日本大震災に起因する人権

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は多くの人命を奪い、被害を受けた人たちは避難生活や他地域への移住を余儀なくされています。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で原発事故による避難者がホテルの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

風評に惑わされない冷静な判断ができるようにするとともに、災害や放射性物質の影響について正しく理解し、人権侵害を発生させないよう人権教育・啓発を推進する必要があります。

○ 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命、身体または財産に対して直接的な被害のみならず、その後遺症に苦しんでいます。それにも関わらず、追い打ちをかけるように、興味本位の噂や心ない中傷などにより、名誉が傷つけられたり、私

生活の平穏が脅かされたりするなどの被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現が求められています。

○ 刑を終えて出所した人などの人権

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行や犯罪を犯した少年などが、偏見や差別により、本人に更生の意欲があっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、現実には厳しい状況にあります。

また、本人のみならずその家族や親族も、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。刑を終えて出所した人などが、真に社会復帰を実現し、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会等の理解と協力が必要となります。刑を終えて出所した人などに対する偏見や差別をなくし、同じ社会の一員として迎える姿勢が求められます。

○ 新型コロナウイルス感染症に関連する人権

新型コロナウイルス感染症に関連する情報の一部には、心ない言動や、根拠のない情報に基づく差別・偏見などもあります。これらの多くは、「無自覚」になされる言動であることが多かったとしても、常態化させるわけにはいきません。

新型コロナウイルス感染症に感染した方々は、保護される立場にあります。私たちは、感染された方々が安心して治療をして、一日でも早く社会復帰できる世の中を目指しています。もし、差別や偏見、嫌がらせが広がると、罹患者が安心して治療に専念できなくなるだけではありません。場合によっては、新型コロナウイルス感染症になった方が検査を避けたり、感染を隠そうとする人が増えたりすることで、感染拡大を抑えにくくなります。

現在は、感染者だけでなく、その家族、医療従事者等へのインターネット（SNSなど）を利用した誹謗中傷、感染者が確認された学校、職場、施設等に対する批判、医療従事者等の子どもの通園・通学拒否、感染者のプライバシー侵害及びこれらを誘発する言動など、様々な差別や偏見が生じています。これらは個人の尊厳を侵害するものであり、決して許されるものではありません。

また、身体的、宗教的な理由により、ワクチン接種ができない方、ワクチン接種を拒否する方々に対する誹謗中傷などの人権侵害もあります。現在は、ワクチン接種で、「集団免疫」を形成して、新型コロナウイルス感染症を抑え込む動きがありま

すが、それに反する人々への人権侵害、精神的自由の侵害に繋がってはいけません。

続いて、関連する法律について記載します。

現在の感染症法では、ハンセン病患者等に対する差別や偏見を教訓として今後にかかすことが必要であるとし（前文）、感染症の患者等の人権が損なわれないようにすること（第4条）が定められています。かつて、ハンセン病患者の隔離が必要だと決めつけて、ハンセン病患者への恐れから差別や偏見が生まれて、家族も医療従事者も同様の差別をされるに至った経緯がありました。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が、2021年（令和3年）2月3日に可決成立し、2月13日に施行されました。この法第13条第2項には、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務（相談支援や啓発など）が定められました。

ここでいう新型インフルエンザ等患者等とは、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者であり、また、差別的取扱い等とは、新型インフルエンザ等患者等で「あること又はあったこと」を理由とする不当な差別的取扱い、名誉又は信用を毀損する行為、その他権利利益を侵害する行為をいいます。

私たちは、過去の教訓を踏まえて、非常に多くの人たちが多様な権利の侵害、差別や偏見などがないように、お互いに思いやり、正しい情報に基づいて行動することで、お互いの人権を尊重する必要があります。

【施策の推進】

- ① 人権問題を知識として理解するだけでなく、人権への配慮がその態度や言動に自然と現れるような人権感覚が身に付くように啓発活動の推進に努めます。
- ② 正しい知識の普及、差別や偏見の防止に向けた注意喚起・啓発・教育をすることで、感染症を理由として個人の尊厳が侵され、差別や偏見を受けることがないように、人権教育・啓発活動を推進します。

本ページは余白